

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会（第2回）会議録

日時：令和3年12月20日（月）

午前10時15分から正午まで

場所：宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

配布資料

- 資料1 第三期宮城県ニホンジカ管理計画の概要（案）
- 資料2 第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）
- 資料3 新旧対照表（案）
- 資料4 第二期宮城県ニホンジカ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針
- 資料5 「第三期宮城県ニホンジカ管理計画の策定方針」についての主な意見等
- 資料6 次期第二種特定鳥獣管理計画策定スケジュール（案）

1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、事務局が配布資料の確認を行った後、土屋部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（土屋部会長）

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を招集、開会する。

昨年度の実績としてかなり捕獲頭数が増えており、特に石巻市分で1,500頭増加した。令和元年度から生息数は減少傾向にあるということで、再度推計をしないと分からないが更に減っている状態になっていると考えられるので、もう少し頑張って県が掲げる目標に近づくようにしていただきたいと思っている。

ただ、予算が伴わないとなかなか事業は進んでいけないので、県や市の裏付けについてお願いしたい。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中9名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について土屋部会長にお願いする。）

4 協議事項

（1）第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）について

部会長：第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：事務局から説明があったが、御質問、御意見はあるか。

鈴木委員：資料3の27ページにある広域連携について、要望というかお願いになる部分もあるが、これまで石巻市の場合は圏域ということで女川町とニホンジカの対策を実施してきたのだが、最近は登米市の方で

防鹿柵を設置したり，その他には南三陸町や気仙沼市からニホンジカの予算関係で聞き取り調査をした際にも，やはり市町村を越えてニホンジカが移動するので単独自治体での取組が中々厳しいというような話が出た。

本案では岩手県，秋田県や山形県という県レベルでの広域連携について記載されているが，できればこれについて県域のみならず，県内における複数市町村という形で，宮城県で音頭を取っていただき，県沿岸部での連携した対応についても考えていただきたいと思っている。

県内の他の市町村と色々と意見をやり取りした中でそういった要望があったので，御検討願いたい。

部会長：県同士の連携ということでは無くて県内での広域連携，特に沿岸部の複数市町ということだったが，どうか。

事務局：鳥獣関係については，環境生活部局と農政部局の共催で年2回ほど県内全市町村を参集した担当者会議等を開催しているほか，各地方振興事務所単位でも会議を開催しているところであるが，ニホンジカに特化したものや，複数圏域にまたがるような会議・打合せ等は開催していなかった。

獣種別，また複数圏域にまたがるような会議や連携方法について，来年度以降の話になってしまうが，農政部局とも調整した上で，どのようなことができるかどうか検討させていただきたい。

部会長：その他にご質問，御意見はあるか。

江刺委員：新計画から，年間の捕獲目標については県が毎年度実施計画で作成するというものになっているが，捕獲目標を定める時期というのはいつ頃になるか。

事務局：計画本体がまだ出来ていない段階なので令和4年度の実施計画もまだ作成していない。例年だとニホンジカ部会及び親会を7月か8月に開催しており，その際に次年度の実施計画案をお示しすることになる。なので，令和5年度の捕獲目標頭数については，今年の8月頃に開催される部会や会議で審議して頂く形になる。

江刺委員：ということは，令和4年度の作業で，令和5年度の目標を決めるということか。

事務局：そのようになる。生息数の将来予測にもタイムラグがあり，現在実施している階層ベイズ法の推定結果が令和4年3月に仕上がる予定だが，その時点では令和2年度末時点の生息数が算出されることになる。そこから将来予測をしていくことになるが，令和3年度の捕獲数がまとまるのが令和4年6月頃になるので，階層ベイズ法による令和2年度末時点生息数と令和3年度捕獲数から生息数推移を予測していき，令和5年度の捕獲目標を設定することになる。その時点では令和4年度の捕獲数は不明なので，そのあたりは予測をしながら進めていくことになる。

部会長：統計データが出てくるのは当該年度が終わってからになるので，1年程度のタイムラグが生じてしまう。石巻あたりではリアルタイムで捕獲数が出てくるが，それでも取りまとめると遅くなってしまいうので，そのあたりは仕方がない面があるのかなと思う。

事務局：有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業については，年度途中でも四半期ごとに取りまとめているので比較的早くデータ収集できているが，狩猟については狩猟者登録証が返送されてこないと集計を始めることも出来ないのでは，どうしても時間がかかってしまう。

部会長：他に御質問、御意見はあるか。

齋藤委員：資料3の23ページについて確認したい。(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項のハ実施区域に関して、計画案で「原則として」という文言を入れた理由をもう一度ご説明頂きたい。

もう一点、細かい話で大変申し訳ないのだが、資料3の25ページに「残さ」という表現がある。表現としてはおかしくないし、このままでもいいと思うのだが、先日開催されたニホンザル部会の際に「残さ」という表現を変えることにしたと記憶している。表現や文言で使い方は変わると思うが、そのあたりもご確認頂きたい。

事務局：一点目の指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域については、「原則として」という文言を入れなかった場合、県内35市町村全部で実施するという誤解を生じかねないと考え、「原則として宮城県内全域」という表現させて頂いた。当県の場合、年明けぐらいに県内全35市町村に対して次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施可否について意見照会を行っている。そのため、市町村と調整が図られれば県内全域で実施することは可能だが、通年で市町村主体の有害鳥獣捕獲を実施する場合、狩猟者が少なくニホンジカの捕獲隊を編成できるような体制が出来ていない場合や、そもそも当該市町村内にニホンジカがほとんどいない場合など、各市町村によって様々な事業があることから、実施期間ごとに市町村と調整の上で実施区域を定めることとしているので、「原則として」という文言を追加したもの。

残さについてはこの表現が適当なのかどうか、国のガイドラインや他部会での議論等も踏まえた上で、場合によっては修正させて頂きたい。

齋藤委員：「原則として」は、この文言の捉え方になるかと思うが、私のような農政部局の方では「原則として宮城県全域」だと、逆に場合によっては県境を越えて岩手県でも捕獲できるようなイメージになるのではないかと思う。

市町村に手上げしてもらうという部分については事務局の説明のとおりでいいと思うし、現計画のままの文言でも全く問題ないのではと思うので、よろしく願います。

事務局：「原則として」を付けると、宮城県以外でも実施できるのではないかと捉えられかねないということか。

齋藤委員：そのとおり。

事務局：御意見を踏まえて、文言をもう一度検討させていただきたい。

部会長：「残さ」の表現についても検討をお願いします。

他に何か意見等はあるか。

大信田委員：令和2年度の捕獲数が大幅に増加したということだが、これについて増加した要因などはどのように分析されているか。

事務局：一つは石巻市内の一部地域でくくりわなを開始したということ。くくりわな猟を実施してみたところ相当捕獲できたということで、そのために石巻市の捕獲数が急激に増加した。銃猟についても、8月の部会でも山形委員からコメントをいただいたが、巻き狩りの実施体制を整えていただいたことによって順調に捕獲数が伸びている。

それ以外の要因として、気仙沼市、南三陸町や登米市といった沿岸北部でも相当捕獲数が増加している。捕獲体制を強化しているということもあるし、岩手県から南下しているニホンジカも相当数いるのではな

いかと考えられる。

そういった要因によって各地域で捕獲数が伸びている現状があり、令和2年度は一気に2,000頭近く増加して5,000頭を超える捕獲実績となった。

部会長：もう一点補足すると、牡鹿半島の生息数は約3,500頭で、昨年度は半島内から半島外の上品山や雄勝方面に約940頭移動している。それからあともう一点は、その地域でくくりわな猟が大規模に実施されるようになったことがかなり大きな要因となっている。

事務局：原住区域だった牡鹿半島から北の方に移動しているという点については、データでも同様の傾向が見られる。資料2-2の30ページ、表-10に管理区域毎の生息数及び生息密度を載せているが、原住区域である牡鹿半島地域は24.3頭/km²、その北側の拡大区域Aでは29.8頭/km²となっており、原住区域よりも生息密度が高いという推計結果になっている。

部会長：では、いったん質疑は終了する。

審議事項の第三期宮城県ニホンジカ管理計画案については、了承するというところでよろしいか。

各委員：(異議無し)

部会長：では第三期宮城県ニホンジカ管理計画案について了承することとしたいが、そのほか軽微な修正等についても御意見があれば伺いたい。

では私から幾つか修正をお願いする。

資料2-1の計画案本体になるが、2ページ目の管理すべき鳥獣の種類、学名はイタリック体に変えた方が良く、3ページの地形の部分で栗原市の面積がhaではなくhaaになっている。

また、5ページの生息動向及び捕獲状況について「最長寿命はオスで10~14歳、メスで12~16歳。」との文言があるが、私が牡鹿半島で調査した6,000頭の事例では、オスの最高齢は15歳だった。メスも18歳が2頭いたので、それぞれ訂正した方がよろしいかと思う。

その他、読んでいて少し分からなかったのが14ページの「9 資源活用及び残さの適正処理」の最後の文章。ここに「残さの解体施設」という表現があるが、これはどういう意味か。

事務局：御意見のとおり、解体後のものが「残さ」であって、「残さの解体施設」というのは表現としておかしいかもしれない。ここは現計画から変更しなかった部分になるが、先ほどの齋藤委員の御指摘も踏まえて表現について検討をさせていただきたい。

部会長：あとは全体を通してだが、例えば生息数は平方キロメートル単位で表現しているのに対し、森林はヘクタール単位となっている。それぞれの業界で通常使われている表現だと思うのだが、読んでみると統一した方が分かりやすいのかなと感じる。どちらに統一するのが適当かは分からないが。

事務局：単位については、それぞれの分野で標準的に使われているものを使用している。やはり生息密度というと平方キロメートル当たり何頭というのが一般的だろうし、森林面積だとヘクタール単位が多く用いられる。どちらに統一する場合となっても、森林面積を平方キロメートルにするのも生息密度をヘクタール単位にするのも何か違和感があるので、このままにさせていただくことも含めて少し検討させていただきたい。

部会長：その他には何かあるか。

南委員：修正ということではないが、全体としての感想というかコメントを述べさせていただきたい。

非常によくできている計画書かなと感じており、その点では部会長をはじめとした御意見に沿って軽微な修正をしていただければ。

ただ、具体的に計画をどう進めるかというところではもう少し検討が必要かと思う。例えば人獣共通感染症については、現場の方々にどれだけその危険性が浸透しているかということとちょっと心許ないなと感じるところが色々な県で見受けられるので、勉強会というか情報提供などを現場の方々にどう行っていくのかという検討が必要ではないかと思う。

また、メスをもう少し捕獲していかないとならないという点については、その方策は中々提案できないのだが、ここもできるだけ銃猟を行うこと、或いは銃猟をするためのインセンティブを何か作ることには出来ないか。わな猟が増えていて実際に捕獲数が増加しているということであったが、やはりわなだとオスメスを区別して捕獲することが出来ない。メスをより捕獲するための銃猟、わな猟にしても止めさしの部分で銃が絶対必要になってくるので、そこをどう進めていくかという具体的な方策については、もう少し検討が必要かと思う。

計画案全体については賛成ということを申し上げる。

部会長：大筋では評価を受けたということでもいいかと思う。

他に意見があればお願いします。

相澤委員：資料3の24ページ、生息地の適正管理についてコメントさせて頂きたい。耕作放棄地や伐採・風倒木地に関する記載はこのとおりなのだが、河川の周辺についても、農地が隣接しているにもかかわらず河川があるために柵を設置できなかったり、捕獲活動が行えなかったりしてその周辺にニホンジカが集まっているという状況を良く目撃する。河川周辺の管理についても何か検討して頂ければと思う。

事務局：イノシシやツキノワグマの管理計画案では、例えば住宅地と隣接した緑地帯や河川が藪化していて、そういった場所が移動経路になっている可能性があるのだから、刈り払い等について関係部局に働きかけを行うといったような表現を追加させて頂いている。ただ、ニホンジカについては河川を移動経路として利用するという事はあるが、刈り払い等の対策がニホンジカの侵入防止になるかどうかということ、ニホンジカの生態から考えるとあまり効果が無いように思えたので記載は見送った。河川に対して何が出来るかというのはすぐに思いつかないが、このあたりの表現についても少し検討させていただきたいと思う。

相澤委員：見通しが悪いことによる交通事故の発生も多くあり、河川からニホンジカが飛び出してくるという話も聞いている。藪に隠れているから生息しやすいといったところだけではないと思うので、今後検討していただければと思う。

部会長：実際に当部会の中でも河川敷から上がってきたニホンジカに激突されて車が破損した委員がおり、河川敷には結構ニホンジカが出没している。

事務局：河川というわけではないが、道路関係では土木部局において、ニホンジカ対策というよりは視距を確保するという目的なのだが道路脇の刈り払いを実施しており、新計画案においても引き続き定期的を実施するという文言を記載している。

河川等の対策についても、環境省ガイドラインや他県の管理計画等も参考にさせていただきながら、良い対策事例などがあれば記載の充実について検討したいと思う。

部会長：他に何かあるか。

山形委員：資料3の23ページにある「狩猟者の確保」について。

狩猟圧を高めてニホンジカを捕獲していくという部分は今現在も実施しているところではあるが、ご存じのとおり団塊の世代が日本の人口の多数を占めているという中で、現状の猟友会活動はあと2年か3年持てばいい方ではないかと思っている。

狩猟者の確保についても、このままでは狩猟者が自然に減っていくという状況の中で捕獲活動を実施しているのが現状であり、県や市町村で専従の捕獲者について検討していかないとならないのでは。

今の若い人達は仕事との兼業で捕獲を実施しているので活動になかなか参加できない状況であり、今までどおりの狩猟圧をかけていくのが非常に厳しくなってくると思う。

事務局：基本的には新計画案に記載のとおりであり、まず狩猟者の母数を増やす取組ということで狩猟免許試験の複数開催を実施している。今年度は5日間8会場で開催しており、このあとも令和4年1月に若手狩猟者の確保も兼ねて、県農業大学校での試験を初めて開催する。そういった形で狩猟者の増加や若手狩猟者の確保に努めているところ。

ただ、それだけではイノシシやニホンジカといった大型獣を捕獲できる人材の育成は難しいところもあるので、将来的に有害鳥獣捕獲等に従事していただけるような方々を対象にした新人ハンター養成講座も開いている。

一朝一夕ですぐに人材不足・担い手不足を解決するというわけではないのだが、県でも各種施策を行っているところであり、その他にもニホンジカではないのだが、イノシシについては大河原地方振興事務所に専門指導員という10名の非常勤公務員を配置して捕獲を行っており、そういった対策を通じて狩猟者の確保・育成に努めていきたい。

部会長：今の説明について、山形委員はニホンジカの専任職員も配置するべきという考えか。

山形委員：そのとおり。専門指導員は県警OBを配置していると聞いているが、わな猟に限定している。石巻地域のニホンジカについては、わな猟についてほぼ一杯一杯で、銃猟捕獲数もこれ以上は伸びない。わな猟はオスメス関係なく捕獲しており、生息数は減るかもしれないが管理は難しくなるのかなと思っている。そういったなかで、第一種銃猟が行える人の確保を強力に進めていただければいいのではないかと思っている。

南委員：山形委員のお話は非常に重要なところだと思っている。猟友会に依存する形での捕獲というのが本当に続けていけるのだろうか。銃猟となると非常にお金がかかるので、猟銃を所持して鳥獣を捕獲することで得られる収入が大きくないと、ずっと銃猟を続けていくというのは一般の方々には中々無理だと思う。

そういう意味では、認定鳥獣捕獲等事業者となるか、場合によってはもっと飛び越えて、先ほど事務局から説明があったように非常勤かもしれないが県職員として猟銃を所持し、鳥獣捕獲に携わって報酬・収入がきちんと確保されるという事例を作っていくと、もう厳しいだろうと思う。市町村の事例だが、私が関わっている長野県の小諸市などでは、銃はそれほど使っていないがやはり非常勤として捕獲技術者を雇用している。

こういった事業を県としてもそろそろスタートさせていかないと、今後厳しくなっていくのでは。特に牡鹿半島のようにニホンジカが多いところだと猟友会にも活躍していただいているので捕獲できているが、個体数が少ない進出地域はエネルギーをかけてもなかなか捕獲できない、でも捕獲しなくてはならないという状況がある。

そういう地域では、ボランティア或いは猟友会へ支払っている程度の予算ではなくて、かなり大きなエネルギーをかけてやらなければならないということになった時に、やはり県職員或いは非常勤職員という

形でそこにエネルギーをかけて、でもそれでちゃんと生活していけるというような仕組みを作らないといけない時期に来ているのではないだろうかと思っている。

部会長：このあたりはちょっと難しい問題だが、事務局からは何かあるか。

事務局：南委員の御指摘についてはその通りであるが、財源が伴うということもあり、前向きな回答が難しいところをご容赦いただきたい。ただ、委員の皆様方から御指摘のあった狩猟者の確保というのは、やはり一番大事な部分だと県でも認識している。先ほど説明したような施策を実施しているほか、大河原地方振興事務所に配置している専門指導員についても触れさせていただいた。イノシシの捕獲を重点的に実施するというので、毎日のわなの見回り等も必要となることから、今年度から10名体制で人材を確保しており、ここからがスタートかなと思っているところ。

他地域からも同様な形での配置の要望等もいただいているところであるが、現在は会計年度任用職員として配置しており、現体制での実績も踏まえながら、今後の他地域への波及について考えていきたい。

その他、県ではないが、市町村職員で狩猟免許を取得して有害鳥獣捕獲に従事する方がいる場合、50万円という上限があるが補助金を交付しており、そういった職員の担い手育成にも力を入れているところ。現在のところは申請する市町村が少ないものの、市町村にも働きかけをして事業の展開をしていきたい。

当面は新人ハンター養成講座を中心にしながらということになるが、引き続き人材の確保・育成に向けて努力をしていきたいと考えている。

部会長：ぜひ、色々な形で狩猟者の確保、特に銃猟の従事者が増えるよう、県のバックアップをお願いしたい。

それでは、第三宮城県ニホンジカ管理計画案に関する御意見、御質問はここで終了したいと思う。

議事（2）その他について、委員から何かあるか。

鈴木委員：その他ということで、少し要望をさせていただきたい。

県の指定管理鳥獣捕獲等事業を石巻市内でも実施していただいているが、石巻市の場合、今年度についても昨年度と同数かそれを上回るような捕獲数になっている。自治体の財源が厳しい状況の中、猟友会の方々に一所懸命頑張らせていただいているので市としても財源確保に努めているところであるが、県の指定管理鳥獣捕獲等事業についても捕獲頭数に関する予算を確保していただければ、その分自治体の支援にもなるので御協力を頂きたい。

この点については石巻市に限らず、気仙沼市、登米市や南三陸町についても捕獲数の増加や目撃情報がかなり増えているという話も聞いているので、御検討いただきたい。

事務局：県が実施している指定管理鳥獣捕獲等事業の拡大ということになろうかと思う。県としても、石巻市もご承知のとおり捕獲計画、捕獲実績ともに上積みしているところ。捕獲の担い手となるのは猟友会しかないのですが、猟友会の意見も踏まえながら捕獲計画について検討させていただくと共に、予算の確保に向けて県も努力していきたいと考えている。

部会長：要望ということだったので、この事務局からの回答でよろしいか。

そのほか、事務局からはなにかあるか。

事務局：改めて、本計画策定の今後のスケジュールについてご連絡させていただく。

この後、12月24日に宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会、12月27日には宮城県自然環境保全審議会で審議を行うこととしている。その後、1月以降に関係機関との協議やパブリックコメント

を実施した上で、本日いただいた意見等も踏まえて計画案の修正等を行い、3月下旬に再び自然環境保全審議会を開催し、答申をいただいて次期計画を決定し、公告・公表する予定となっている。

部会長：それでは、以上で本日の議事はすべて終了とし、進行を事務局にお返しする。

事務局：土屋部会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を今後の事業に生かしてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。